

相楽郡広域事務組合の名称変更に伴う要綱の整理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相楽郡広域事務組合を相楽広域行政組合に名称変更することに伴い、現に施行されている要綱(以下「既存の要綱」という。)の整理について、必要な事項を定めるものとする。

(既存の要綱の改正)

第2条 既存の要綱中「相楽郡広域事務組合」を「相楽広域行政組合」に改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行前の条例、規則及び規程等を示す箇所については、同項の規定は適用しない。
- 3 既存の要綱中題名に「相楽広域行政組合」と冠することが適当である要綱の題名に「相楽広域行政組合」を冠する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。